

川崎市公告第546号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和8年度労働資料室管理運営業務委託
- (2) 履行場所
川崎市教育文化会館内 労働資料室（川崎市川崎区富士見2-1-3）
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 調達概要
労働資料室管理運営業務
詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 9階
経済労働局労働雇用部 藤原・箕輪
電話 044-200-2271
FAX 044-200-3598

E-mail 28roudou@city.kawasaki.jp

※配布のほか川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和8年2月19日(木)から令和8年2月26日(木)までとします(土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参または郵送。郵送の場合は令和8年2月26日(木)必着とする。

仕様書、その他本入札に必要な様式及び資料は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードできます。

4 参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書等を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和8年2月27日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和8年2月27日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

質問受付期間は、令和8年2月27日(金)から令和8年3月6日(金)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から12時まで及び午後1時から午後5時15分まで)。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答は、令和8年3月9日(月)までに、全社にFAXまたはメールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手續等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供等に際して必要となる各種調査、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印し、郵送にて提出してください。

(2) 郵送による入札書の受領期限及び宛先

ア 入札書の提出期限 令和8年3月12日（木）

イ 宛先 「3（1）配布、提出場所及び問い合わせ先」に同じ

送付の際は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1（1）の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行った際は3（1）の場所に電話でお知らせください。

ウ 開札日時 令和8年3月13日（金）

入札参加者は来庁不要です。入札結果は開札後、速やかにお知らせします。

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 再度入札等の実施

落札者がいない場合、又は最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上ありくじによる落札者を決定する場合は入札参加者へ連絡の上実施します。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券

(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。

(5) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。